別表九(二)の記載の仕方

1 この明細書は、法人が措置法第67条の12第1項若し くは第2項(組合事業等による損失がある場合の課 税の特例》の規定の適用を受ける場合、措置法令第39 条の31第17項 (組合事業等による損失がある場合の 課税の特例》に規定する特定組合員若しくは特定受 益者に該当する場合若しくは措置法第67条の13第1 項《有限責任事業組合契約による組合事業に係る損 失がある場合の課税の特例》の組合員である場合又 は連結法人が令和2年改正法第16条の規定による改 正前の措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。) 第68条の105の2第1項若しくは第2項(連結法人の 組合事業等による損失がある場合の課税の特例》の 規定の適用を受ける場合、令和2年6月改正前の措置 法令(以下「令和2年旧措置法令」といいます。)第 39条の125第13項 (連結法人の組合事業等による損失 がある場合の課税の特例》に規定する特定組合員若 しくは特定受益者に該当する場合若しくは令和2年 旧措置法第68条の105の3第1項《連結法人の有限責 任事業組合契約による組合事業に係る損失がある場 合の課税の特例》の組合員である場合に、措置法第67 条の12第3項第3号若しくは第67条の13第1項に規 定する組合事業ごと又は信託(措置法第67条の12第1 項に規定する信託に限ります。以下同じです。)ごと に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける連結法人 ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を 「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「損金不算入額」の各欄は、法人が措置法第67条の 12第1項若しくは第67条の13第1項の規定の適用を 受ける場合又は連結法人が令和2年旧措置法第68条 の105の2第1項若しくは第68条の105の3第1項の 規定の適用を受ける場合に記載します。
- 3 「損金不算入額6」は、「調整出資等金額5」が0 に満たない場合又は措置法第67条の12第1項若しく は令和2年旧措置法第68条の105の2第1項に規定す る組合事業若しくは信託財産に帰せられる損益が実

- 質的に欠損とならないと見込まれるものとして政令で定める場合に該当する場合にあっては「((4)-(5)) 又は」を消し、その他の場合にあっては「又は(4)」 を消します。
- 4 当期において組合員(措置法第67条の12第1項に規 定する組合員又は措置法第67条の13第1項に規定す る組合員をいいます。以下同じです。) たる地位又は 受益者(措置法第67条の12第1項に規定する受益者を いいます。以下同じです。) たる地位の承継(措置法 規則第22条の18の2第5項各号(組合事業等による 損失がある場合の課税の特例》に掲げるものを含み ます。以下同じです。)を受けた場合において、措置 法令第39条の31第14項若しくは第39条の32第7項又 は令和2年旧措置法令第39条の125第10項若しくは第 39条の126第7項の規定により組合等損失超過合計額 (措置法第67条の12第3項第4号に規定する組合等 損失超過合計額をいいます。) 若しくは組合損失超過 合計額(措置法第67条の13第3項に規定する組合損失 超過合計額をいいます。) 又は連結組合等損失超過合 計額(令和2年旧措置法第68条の105の2第3項に規 定する連結組合等損失超過合計額をいいます。) 若し くは連結組合損失超過合計額(令和2年旧措置法第68 条の105の3第3項に規定する連結組合損失超過合計 額をいいます。)とみなされる金額があるときは、そ の金額を、その承継を受けた日が最終組合損益計算期 間等終了時(措置法令第39条の31第5項第1号又は令 和2年旧措置法令第39条の125第3項第1号に規定す る最終組合損益計算期間等終了時をいいます。以下同 じです。) 若しくは最終組合計算期間(措置法令第39 条の32第2項第1号又は令和2年旧措置法令第39条 の126第2項第1号に規定する最終組合計算期間をい います。以下同じです。)終了の時以前である場合又 はその最終組合損益計算期間等終了時若しくはその 最終組合計算期間終了の時後である場合の区分に応 じそれぞれ「みなし組合等損失超過合計額の当期加算 額12 | 又は「みなし組合等損失超過合計額の翌期加算

額16」(受益者たる地位の承継を受けた場合には、「みなし組合等損失超過合計額の当期加算額12」)に記載します。

- 5 「金銭の額及び現物資産の価額又は調整価額等35」 の「当期中に出資又は信託をした額」の各欄の記載に 当たっては、次によります。
 - (1) 組合員(措置法第67条の12第3項第2号に規定する匿名組合契約等を締結しているものを除きます。)又は受益者が金銭以外の資産の出資又は信託をした場合には、その資産に係る措置法令第39条の31第5項第1号イ及びロに掲げる金額の合計額若しくは措置法令第39条の32第2項第1号イ及びロに掲げる金額の合計額又は令和2年旧措置法令第39条の125第3項第1号イ及びロに掲げる金額の合計額若しくは令和2年旧措置法令第39条の126第2項第1号イ及びロに掲げる金額の合計額若しくは令和2年旧措置法令第39条の126第2項第1号イ及びロに掲げる金額の合計額を記載します。
 - (2) 当期において組合員たる地位又は受益者たる地位の承継を受けた場合には、調整出資金等加算額(措置法令第39条の31第6項各号若しくは第39条の32第3項各号又は令和2年旧措置法令第39条の125第4項各号若しくは第39条の126第3項各号に定める金額をいいます。以下同じです。)を、その承継を受けた日が最終組合損益計算期間等終了時若しくは最終組合計算期間終了の時以前である場合又はその最終組合損益計算期間等終了時若しくはその最終組合計算期間終了の時後である場合の区分に応じそれぞれ「最終損益計算期間終了の時までの額②」又は「最終損益計算期間終了の時後の額3」(信託の受益者の場合には、「最終損益計算期間終了の時までの額②」)に記載します。
- 6 当期において組合員たる地位又は受益者たる地位 の承継を受けた場合には、次に掲げる承継の区分に応 じそれぞれ次に定める金額を「投資勘定差額46」の「増 ③」に記載します。
- (1) 措置法令第39条の31第6項第2号若しくは第39 条の32第3項第2号に規定する適格合併又は令和 2年旧措置法令第39条の125第4項第2号若しくは

- 第39条の126第3項第2号に規定する適格合併による承継 措置法令第39条の31第6項第2号若しくは第39条の32第3項第2号に規定する適格合併に係る被合併法人のこれらの規定に規定する適格合併前事業年度等又は令和2年旧措置法令第39条の125第4項第2号若しくは第39条の126第3項第2号に規定する適格合併に係る被合併法人のこれらの規定に規定する適格合併に係る被合併法人のこれらの規定に規定する適格合併前連結事業年度等におけるこの明細書の「投資勘定差額46」の「翌期繰越額④」の金額
- (2) 措置法令第39条の31第6項第3号若しくは第39 条の32第3項第3号に規定する適格分割等又は令 和2年旧措置法令第39条の125第4項第3号若しく は第39条の126第3項第3号に規定する適格分割等 による承継 措置法令第39条の31第6項第3号若 しくは第39条の32第3項第3号に規定する適格分 割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは現物分 配法人のその適格分割等の日を含む事業年度(同日 を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合に は、同日を含む連結事業年度) 開始の日の前日を含 む事業年度(その前日を含む事業年度が連結事業年 度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年 度) 又は令和2年旧措置法令第39条の125第4項第 3 号若しくは第39条の126第3項第3号に規定する 適格分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは 現物分配法人のその適格分割等の日を含む連結事 業年度(同日を含む事業年度が連結事業年度に該当 しない場合には、同日を含む事業年度) 開始の日の 前日を含む連結事業年度(その前日を含む事業年度 が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を 含む事業年度) におけるこの明細書の「投資勘定差 額46」の「翌期繰越額④」の金額
- (3) (1)又は(2)による承継以外の承継 その対価の額 から調整出資金等加算額を減算した金額
- 7 「金銭の額及び現物資産の価額又は調整価額47」は、 組合員(措置法第67条の12第3項第2号に規定する匿 名組合契約等を締結しているものを除きます。)又は 受益者が金銭以外の資産の分配を受けた場合には、措

置法令第39条の31第5項第3号イ及び口に掲げる金額の合計額若しくは措置法令第39条の32第2項第3号イ及び口に掲げる金額の合計額又は令和2年旧措置法令第39条の125第3項第3号イ及び口に掲げる金

額の合計額若しくは令和2年旧措置法令第39条の126 第2項第3号イ及びロに掲げる金額の合計額を記載 します。